

ハイヤー・タクシー業交通労働災害防止運動

期間 平成31年4月1日から1年間

標語 安全運転最優先で 交通労働災害ゼロへ

趣旨

東京都内のハイヤー・タクシー業では休業4日以上の労働災害が年間約500件発生していて、そのうち約6割が交通労働災害となっています。また、平成30年には交通労働災害によって2名のハイヤー・タクシー運転者が亡くなっています。

ハイヤー・タクシー業界ではこれまでも警察及び運輸行政と連携して交通事故防止に取り組んできていますが、さらにハイヤー・タクシー運転者の労働災害防止を直接の目的として交通労働災害防止運動に取り組み、ハイヤー・タクシー業における交通労働災害防止の意識を高揚し、死亡災害の撲滅を始めとする労働災害防止を図りましょう。

主唱：東京労働局

協賛：一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会

各ハイヤー・タクシー事業者の実施事項

1. 春・秋の全国交通安全運動時期に、①交通労働災害防止に向けた運転者への教育、②「交通労働災害防止ガイドライン総点検チェックリスト」を活用した交通労働災害防止のための点検を行う。（資料3「交通労働災害防止ガイドライン」、資料4「交通労働災害防止ガイドライン総点検チェックリスト」）
2. 事業場・車両に、運動の趣旨・標語を掲示する、点呼時の安全唱和に標語の趣旨を取り入れる等により交通労働災害防止に向けた運転者の意識づけを行う。
3. ドライブレコーダーの記録を活用した危険予知訓練、危険の回避につながる運転操作についての運転者教育を充実・強化する。
4. 交通労働災害防止に対する意識の高揚を図るため、「私の安全宣言」に取り組む。（6月予定「私の安全宣言コンクール開催要綱」）
5. ハイヤー・タクシー業の交通労働災害の約5割が赤信号や渋滞等で停車中に他車に追突されることによる頸椎捻挫等であることから、追突された際の被害軽減を図るため、ヘッドレストの適正位置について運転者への教育を行うとともに、ヘッドレストが適正位置となっているかについての実地点検を行う。（資料5「ヘッドレストを適正位置に設定して追突され事故の被害を軽減しましょう！」）
6. 高速道路で渋滞により停車する場合には、早めの減速・ハザードランプの使用により追突事故を防ぐよう運転者への教育を行う。
7. 疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を守り、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間管理を行う。（資料6「タクシー運転者の労働時間等の改善基準のポイント」）
8. 健康起因の交通労働災害を防止するため、運転者に対して健康診断を確実に実施し、有所見者には「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく対応を行うほか、健康保持増進に努める。（資料7「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」）
9. 交通労働災害に続いて多い転倒災害、特に危険の大きい冬季の路面凍結による転倒災害を防止するため、6月、1月に職場点検と運転者への教育を実施する。（資料8「STOP！転倒災害プロジェクト」）

（取組スケジュール例）

4月：（2）	10月：
5月：（1）（5）（6）	11月：
6月：（9）	12月：
7月：（4）	1月：（9）
8月：	2月：
9月：（1）（5）（6）	3月：
	通年：（3）（7）（8）